

伊勢市農業委員会 第245回 総会議事録

日 時	令和8年5月15日（金） 13時54分～15時00分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	19名 1番 伊藤 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行 4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 9番 松野 武史 10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 16番 出口 勝信 17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義
総会出席職員	農業委員会事務局 山中 強 （局長） 西村 明裕（主幹） 中野 諭 （係長） 伊藤 和也（主事）
会議録署名者	7番 中山 隆文 16番 出口 勝信
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について （農地中間管理機構への意見提出及び要請分）
報告事項	1. 農地法第3条の規定による使用貸借契約の合意解約による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 3. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について 4. 農地利用変更届出書について 5. 一時転用の完了報告について

議 長	6. その他 定刻より少し早いですが、ただいまから、伊勢市農業委員会第245回総会を開会いたします。 本日の出席者は19名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、7番 中山 隆文 さん 16番 出口 勝信 さんのご両名にお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
局 長	それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について (農地中間管理機構への意見提出及び要請分)
議 長 主 事	以上6件でございます。よろしくお願いいたします。 それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。 では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料及び地図、1号議案の差し替え、正誤表の資料を配布いたしました。不足のある方は、お知らせください。 それでは、ご説明をさせていただきます。本日配布の差替えになりました議案第1号をご覧ください。5番の追加がありました。そのことにより内訳の件数及び面積に変更がありました。 1ページをお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。件数は5件、田が13筆13,096㎡、畑が4筆2,834㎡の計17筆15,930㎡でございます。

次のページをお願いします。

内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。詳細についてご説明申し上げます。

それでは1－1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は、西豊浜町の台帳地目田、現況地目畑2筆、田3筆及び小俣町明野の台帳地目畑、現況地目田1筆、計6筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町及び小俣町明野地内に点在しており、いずれも農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、いずれも耕作地と判断されました。稼働人員は5名でございます。なお、受人であるミニリバー株式会社に関しては、既に適格法人の資格を有しており、農地法に定める継続して4つの要件を満たしているか事務局で確認したところ、農地法第2条第3項に定義されている要件を全て満たしていました。よって、農地所有適格法人として、農地を取得することを認めました。

次に2番、こちらは贈与でございます。受人は磯町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は磯町地内、磯神社より北へ300mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は7名でございます。なお、株式会社A-I S Oに関しては、既に適格法人の資格を有しており、継続して4つの要件を満たしているか事務局で確認したところ、農地法第2条第3項に定義されている要件を全て満たしていました。よって、農地所有適格法人として、農地を取得することを認めました。

次に3番、こちらも贈与でございます。受人は、楠部町の田8筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は楠部町地内に点在している、乙715を除く7筆が農業振興地域内・農用地区域内農地、乙715が農業振興地域内・農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、乙715を除く7筆が耕作地、乙715が遊休農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

次に4番、こちらは売買でございます。受人は、小俣町明野の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内明野東部公園より北東へ340mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は5名でございます。なお、受人であるミニリバー株式会社に関しては、1番で申し上げたとおり農地所有適格法人としての要件を

議 長	満たしております。 次に追加で配布しました 5 番、こちらでも売買でございます。受人は、西豊浜町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は植山町地内 国道 23 号植山町交差点より南へ 70m に位置する農業振興地域内・農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。 議案第 1 号の説明は、以上でございます。2 ～ 4 番については、書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。 なお、1 番については、利用権が設定されており、現時点では解約の書類が未提出となっておりますので解約の書類が提出された日をもって許可したいものでございます。 また 5 番について、当譲受人は、令和 6 年 5 月に 3 条許可で売買により譲り受けた小俣町宮前 582 の畑 1 筆及び令和 4 年 9 月に 3 条許可で売買により譲り受けた小俣町相合 891 番地及び 894 番地の田 2 筆を所有しています。写真をご覧ください。事務局及び橋本委員、中西重喜委員で現地を確認したところ、農地の表面が砂利を含む土で覆われており、農地として利用できない状態となっております。令和 6 年に事務局職員が確認したときは土で覆われていたと確認しております。譲受人に確認したところ、田から畑への転換をしている途中であり、砂利は耕盤層であり、この上に土を盛るとの説明でありました。畑の完成時期は未定とのことです。現状としては全部耕作要件には該当していない状況です。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1 号議案の 1 番から 4 番を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり)
------------	---

議 長	異議なしということでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番から 4 番はこれを承認し、許可することに決定いたしました。なお、1 番につきましては、利用権解約の書類が提出された日をもって許可することに決定いたしました。
議 長	次に 5 番につきましては、いかがいたしましょうか。 中西重喜委員、現地調査で確認していただいてどう感じましたか。
中西重喜委員	砂利になっていて耕作するには、かなり時間がかかるのではないかという印象を持ちました。現在の高さは、道路の高さと同じくらいです。
主 事	保留とした場合、申請の取下げがない限り半永久的に保留案件となってしまうので、所有者が農地へ復元する期限を定めて、再度議案として提示したいと思いますので、期限をいつとするかについて、ご議論いただきたいと思います。
伊藤委員	例えば、12 月末までとしたとして、期間を過ぎても今と同じ状態であった場合どうなるのか。
主 事	耕作できる状態でなければ、1 月の総会に議案として上程し、不許可となります。
議 長	年末でいかがでしょうか。
濱口委員	来月でいいのではないか。年末まで待っても農地に復元できないのではないか。
議 長	1 ヶ月や 2 ヶ月では短いので、年末まで待つくらいでよいのではないか。
澤村委員	事務局としては、3 条で許可することを予定しているのか。
主 事	この状態では許可できない。
澤村委員	転用はできないのか。

主 議	事 長	農用地であるのでできない。
	長	年末までがよい。よろしいでしょうか。
		(異議なしの声あり)
		ご異議なしとのことでございますので、議案第 1 号の 5 番については、12 月末まで保留することに決定しました。
	係 長	続きまして議案第 2 号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
		2 ページをお願いします。
		議案第 2 号「事業計画変更承認申請について」でございます。件数は 1 件、内訳といたしまして、畑のみ 1 筆 991 m ² でございます。詳細についてご説明申し上げます。
		次ページ(2-1)をご覧ください。
		1 番について、こちらは令和 2 年 5 月 15 日付、農地法第 5 条にて許可した分譲宅地でございました。申し出によりますと、令和 2 年 7 月に造成工事を開始し、分譲宅地として販売したが、前面道路が狭く、水はけが悪い等の理由により購入希望者が見つからず、販売の目途がつかずに工事を中断していたところ、近隣の状況から貸駐車場としての需要を見込んだ承継人から売買の申し出があったため、事業計画変更を申請するものでございます。なお、転用申請が「5 条-5 番」で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。
		議案第 2 号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。
		(異議なしの声あり)
議	長	ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長	(異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第2号「事業計画変更承認申請について」については、これを承認することに決定いたしました。 続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
係 長	3ページをお願いします。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。件数は3件、内訳といたしまして、田1筆 92 m²、畑2筆 70.129 m²の計3筆 162.129 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ(3-1)をご覧ください。 1番、申請者は小木町の田1筆について、貸駐車場6台分としたいとの申請でございます。申請地は小木町地内 イオンタウン伊勢ララパーク店より南東へ50mに位置する第3種農地でございます。なお、本申請地は令和7年4月に第5条申請により一時転用を許可し、令和8年4月14日まで使用貸借により借り上げて工事用の資材置場としており、完了報告を受けています。現地調査を行いました、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透及び西側既設道路側溝への放流とし、被害防除として現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、隣接する動物病院の従業員用駐車スペースとして、賃貸契約に合意しており、そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。 次に2番、申請者は西豊浜町の自己所有の畑1筆において支柱をたてて太陽光パネルを設置して発電をし、下部の農地ではかぼちゃ・ジャガイモを栽培しようとするもので、設置面積423.36 m²のうち、パネルの支柱部分の合計面積0.129 m²について許可日より3年間一時転用したいとの申請で今回で4回目でございます。前回の令和5年度の許可申請の作物は、かぼちゃ、ジャガイモ、ほうれん草でしたが、今回は、かぼちゃ、ジャガイモです。申請地は西豊浜町地内 上森墓地より北へ530mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及びロに該当し、例外的に許可をし得るものです。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。現在、下部農地ではかぼちゃ及びジャガイモの栽培を行い、9年目を迎え、収穫量は基準の

議 長	80%を超えており、知見を有する方からは、連作障害を回避するためにいろいろ工夫しているとの所見があり、妥当と判断しました。また、事務局で現況を確認しており、こちらが見る限り、手入れがきちんとされていることも確認しております。これらのことを考慮して、事務局としては、更新を認めたいと考えております。つきましては、許可日を本日付とし、かぼちゃ・ジャガイモの作物で、転用期間は令和8年5月15日から令和11年5月14日までの3年間としたいと存じます。 次に3番、申請者は小俣町相合の畑1筆70㎡について 自宅への進入路としたいとの申請でございます。申請地は小俣町相合地内 相合公園より南西へ140mに位置する第3種農地でございます。なお、本申請地については、申請者の父が昭和62年8月頃に住宅への進入路として無断転用をしたとの始末書が提出されています。現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。 議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面については実施済みであり、転用やむを得ないものと判断しておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
------------	---

係 長	4 ページをお願いします。 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。件数は 8 件、内訳といたしまして、田が 11 筆 13,072 m²、畑が 3 筆 4,599 m²の計 14 筆 17,671 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ（4－1）をご覧ください。 1 番、こちらは売買でございます。受人である津市岩田で不動産業等を営む、株式会社 YAMAMURA 代表取締役 山村 竜司さんが、船江 4 丁目の田 1 筆を譲り受け、長屋住宅 2 階建て 1 棟、建築面積 124.21 m²及び駐車場を建築したいとの申請でございます。申請地は船江 1 丁目地内 伊勢赤十字病院より東へ 270m に位置する第 3 種農地でございます。本申請地につきましては、譲渡人の父が大工の作業場として使用するため、当該土地に作業場を建築してしまったとのことで始末書が添付されております。現地調査の結果、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は南側既設下水道へ放流します。被害防除としてはコンクリートブロック塀を設置するとのことでございます。 次に 2 番、こちらは使用貸借による一時転用でございます。借人である小俣町元町 689 番地で土木建築設計請負等を営む下建設株式会社 代表取締役 下寛明さんが、伊勢市が発注した下水道工事 令和 7 年度公下第 41 号 神田久志本第 1 分区污水管渠面整備（その 2）工事を令和 8 年 3 月 17 日に受注したことで、神田久志本町の田 1 筆を令和 8 年 12 月 21 日まで借り上げて、資材置場としたいとの申請でございます。申請地は神田久志本町地内 伊勢警察署より南東へ 170m に位置する第 3 種農地でございます。本申請地につきましては、使用貸人の父が駐車場とするために昭和 60 年頃に無断転用してしまったとのことで始末書が添付されております。現地調査の結果、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては隣地より、1 m 以上離して、資材を置くとのことでございます。 次に 3 番、こちらは売買でございます。受人である黒瀬町で医薬品等の製造を営む御木本製薬株式会社 代表取締役 小川 雅也さんが、通町の田 4 筆を譲り受け、従業員用駐車場 30 台分としたいとの申請でございます。申請地は、黒瀬町地内 市立浜郷小学校より南東へ 230m に位置する、第 3 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透及び東側既設道路側溝へ排水し、被害防除としては L 型擁壁を設置し土砂の流出がないように施工するとのことです。 次に 4 番、こちらは使用貸借による一時転用でございます。受人である円座
------------	---

町で土木建築・不動産業等を営む株式会社 森組 代表取締役 森 庄平さんが、三重県発注の令和7年度 海岸保全（内・浸食）村松地区海岸保全施設整備事業（侵食対策）養浜その1工事を令和8年3月13日に受注したことで、村松町の畑1筆を令和8年10月30日まで借り上げて、仮設事務所及び駐車場としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 市立北浜小学校より南東へ80mに位置する、農業振興地域内、農用地区域内農地でございます。農用地区域内農地ですと、転用は原則不可ではございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロに該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次に5番、こちらは売買でございます。こちらは先ほど2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って申請された案件で、事業計画変更の承継人の受人である円座町で土木建築・不動産業等を営む株式会社 森組 代表取締役 森 庄平さんが、楠部町の田1筆を譲り受け、貸駐車場34台分としたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内 イオン伊勢店より西へ110mに位置する第3種農地でございます。当該地は、先ほどの議案第2号でも説明いたしましたが、令和2年5月15日付、農地法第5条にて許可した売買による分譲宅地でございます。譲渡人からは宅地造成用地として取得したが販売のめどが立たず、貸駐車場としての需要を見込んだ譲受人に譲渡したいとのことです。本申請地につきましては、現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてはコンクリートブロック塀を設置し、土砂の流出がないように施工されます。そして本案件は「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請地の周辺にはイオン伊勢店や五十鈴川駅、事業所等があり、また周辺に月極駐車場が少なく需要が見込めることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

次に6番、こちらは使用貸借でございます。受人である伊勢市小俣町明野で牧場を営む株式会社 藤原牧場 代表取締役 藤原 武久さんが、小俣町明野の田4筆の10,056㎡を借り 牛舎2棟・倉庫1棟・荷捌きスペース等の農業用施設用地にしたいとの申請です。申請地は小俣町明野地内、北明野墓地より北へ370mに位置する農用地区域内農地です。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。取水は既設井戸を使用、排水は合併浄化槽をへて南東側既設排水路へ放流します。雨水については既設排水路への放流及び自然浸透で対処します。また、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この5月11日に開催された三重県農業会議常設審議委員会

に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。なお、当該申請地は、伊勢市農業振興地域整備計画の農用地利用計画について用途区分変更の申請中であります。お認めいただきましたら、許可を保留して公告日と同日付で許可したいものでございます。

次に7番ですが、正誤表をご覧ください。調査事項の④に重複がありましたので不要な箇所を削除しています。こちらは使用貸借でございます。受人である伊勢市小俣町明野で牧場を営む株式会社 伊勢ほりい牧場 代表取締役 堀井 良晃さんが、小俣町明野の畑1筆の2,896㎡のうち700㎡を借り、隣接する、ほりい牧場の代替通路として通路を新設したいとの申請です。これについては理由書が提出されており、現在の通路に、もみ殻置場を設置すること及び作業通路が狭く作業性が悪く危険であるため、代替の通路が必要とのことです。申請地は小俣町明野地内、北明野墓地より北へ270mに位置する農用地区域内農地です。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とします。被害防除としては、土抱えを施工します。なお、当該申請地は、伊勢市農業振興地域整備計画の農用地利用計画について用途区分変更の申請中であります。お認めいただきましたら、許可を保留して公告日と同日付で許可したいものでございます。

次に8番、こちらでも売買でございます。受人である小俣町湯田で不動産等を営む理楽 株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、小俣町明野の畑1筆を譲り受けて、建売住宅10棟 建築面積662.40㎡及び道路等474.4㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 明野北部公園より北東へ160mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は26%、雑排水は南側既設の公共下水道へ放流、被害防除として、コンクリートブロック壁を設置するとのことでございます。そして、本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。
出口委員	5 番について、法人が農地を持っていることになっているが、個人の誤りではないのか。
主 事	株式会社ナカムラ工務店さんが、既に分譲住宅用地での転用目的で許可を得ている農地です。
出口委員	地目を変更していないということか。
主 事	はい、登記地目は田となっています。
出口委員	現状は農地法上の農地ではないということか。
主 事	現状、工事用車両はじめ自動車が 20 台ほど駐車されています。水はけが悪く、住宅が売れなかったと聞いています。
議 長	令和 2 年に農地法第 5 条で許可をしたが、住宅が売れなくて、地目も変更していなかったということですね。
主 事	はい、そうです。
議 長	他にございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、4 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声、多数あり)
	異議なしということでございますので、議案第 4 号「農地法第 5 条

係 長	の規定による許可申請について」は、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、6 番及び 7 番につきましては、農用地利用計画の用途区分変更手続き中のため、公告がされてから許可することを条件とすることで決定いたしました。また、8 番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして、議案第 5 号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。 5 ページをお願いします。 議案第 5 号「非農地証明願について」でございます。件数は 1 件、内訳といたしまして、畑が 1 筆 162 ㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ（5－1）をご覧ください。 1 番、二見町溝口の畑 1 筆 現況は宅地でございます。こちらは昭和 58 年 5 月に建築した家屋を一部含む宅地として一体利用しており、登記簿謄本を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 議案第 5 号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） ご異議なしとのことでございますので、議案第 5 号「非農地証明願について」は、これを承認し、証明書を下付することに決定をいたしました。

係 長	続きまして、議案第 6 号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への要請分）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 6 ページをお願いします。 議案第 6 号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への意見提出及び要請分）」でございます。件数は 110 件、内訳といたしまして、田が 197 筆 177,609 ㎡、畑が 12 筆 9,880 ㎡の計 209 筆 187,489 ㎡でございます。詳細についてご説明いたします。 1 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で畑のみ 1 筆 2,012 ㎡、 3 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 1 件で田のみ 2 筆 1,743 ㎡、 5 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 51 件で 田 81 筆 67,418 ㎡、畑 3 筆 2,274 ㎡の計 84 筆 69,692 ㎡、 5 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 3 件で 田 1 筆 263 ㎡、畑 3 筆 865 ㎡の計 4 筆 1,128 ㎡、 6 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 16 件で田のみ 22 筆 27,128 ㎡、 10 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 36 件で 田が 88 筆 79,042 ㎡、畑が 5 筆 4,729 ㎡の計 93 筆 83,771 ㎡、 10 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 2 件で田のみ 3 筆 2,015 ㎡ となります。合計で 110 件、田が 197 筆 177,609 ㎡、畑が 12 筆 9,880 ㎡の計 209 筆 187,489 ㎡となります。 議案第 6 号の説明は、以上でございます。この内容でよろしければ、中間管理機構への要請を総会後速やかに行うものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。この内 35 番は、中西善夫委員に係る分でございます。ひとまず中西善夫委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。 （中西 善夫 委員 退席） 本件についてご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いします。 （異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の中西善夫委員に関係する分については承認することに決定しました。

それでは、中西善夫委員にお戻りいただきたいと思います。

(中西善夫委員着席)

それでは、議案第6号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への意見提出及び要請分）」は、これを承認することとし、農地中間管理機構へ要請することに決定しました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

報告事項でございます。「報告事項」の表紙をめくっていただき、その裏面(1-1)をご覧ください。

1. 農地法第3条の規定による使用貸借契約の合意解約による通知書について

主 幹 議 長	会を開催する予定ですので、ご承知おきください。 追加でお配りした資料をご覧ください。お手元に農用地利用集積等促進計画の紙を配布させていただきました。これは中間管理機構から県内の利用権のやりとりで統一したフォーマットでしてほしいとの要請があり、農林水産課と調整し7月分からこのレイアウトで議案書を作成させていただきます。項目はほぼ一緒ですが、並びが変わっております。よろしくお願いします。 その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第245回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。
---	---

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____